

第39回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成24年6月26日（火）

午前9時00分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭	3 多田 靖志	4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 白岩 正義	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子	12 江川 幸男	13 綱木 秀治	14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	20 菊池 一勇
21 古屋敷 徳夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 森川 亦	25 白金 英子
26 細川 幸男	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊池 孝	30 濱田 平八郎
31 北湯口 進				

欠席届出 なし

無断欠席 なし

遅刻者 3番 多田靖志、13番 綱木秀治、26番 細川幸男

早退者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、磯谷洋子農地係長、小倉匠農業振興係長

関係機関 なし

議事日程

1 開 会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第19号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第6 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第7 議案第22号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

6 報告事項

平成24年度全国農業委員会会長大会及び本県選出国會議員へ要請活動について

平成24年度岩手県都市農業委員会会長会について

7 協議事項

協議第1号 地域農業マスタープランの作成に向けた農業委員会の取組みについて

協議第2号 公共牧場及び草地の除染対策の取扱いについて

協議第3号 遊休農地解消に関わる農業委員会の対応について

8 その他

9 閉 会

議 長	<p>(午前9時00分)</p> <p>おはようございます。 それでは、早速総会に入りたいと思います。 これより第39回遠野市農業委員会総会を開会いたします。本日の議案は、6件、協議事項が3件であります。どうぞよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>【開 会】</p> <p>本日の出席委員でございますが、現在31名中28名出席です。 遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、本総会は成立します。 欠席の届出は出ておりませんが、3番多田靖志委員、13番綱木秀治委員、26番細川幸男委員がまだ出席しておりません。おそらく遅刻で会議に出席するものと思います。</p>
議 長	<p>【農業委員会憲章朗唱】</p> <p>議事日程に先立ち農業委員会憲章の朗唱を行います。 ご起立願います。 先唱を12番、江川幸男委員にお願いいたします。 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>次に、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。 (以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に、報告第1号、専決処分等について事務局長から報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>それでは報告第1号の内容についてご説明いたします。 1ページをお開き願います。 (以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略) 以上です。</p>
議 長	<p>次に、報告第2号、専決処分等について事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>それでは、報告第2号の内容についてご説明いたします。 (以下「農地法関係指令の補正について」説明により記載省略) 以上です。</p>
議 長	<p>次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、報告第3号について説明いたします。 (以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略)</p>

議	長	<p>【議事日程】 これより本日の議事日程に入ります。 日程第1。 議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認め、議事録署名人に13番、綱木秀治委員。14番、菊池正明委員。会議書記に事務局、小倉匠君を指名いたします。 次に議事参与の制限についてです。 議案に関係する委員は発言をご遠慮願います。 次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農地係長	長	<p>第39回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 5ページ、6ページでございます。 （以下「第39回遠野市農業委員会提出議案総括表」説明により記載省略）</p>
議	長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 尚、農業者年金受給に伴う使用収益権の再設定につきましては説明を省略いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	長	<p>はい、議案第17号について説明いたします。 1番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町7筆、7,519㎡。農業者年金受給による使用貸借の新規です。 こちらの貸人はすでに経営移譲年金を受給しておりますが、相続により農地を取得したことから後継者に貸し付けるものです。 2番、4番は、ともに農業者年金受給による使用貸借の再設定となりますので、説明を省略します。 3番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●県●●市、●●●●。 ●●町、1,636㎡。 貸人は県外在住で、耕作することができないことから、要請し貸し付けるものです。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たすと考えられます。 以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町をお願いします。</p>
1 1 番委員	長	<p>18日に委員5名と事務局2名、計7名で現地を確認してまいりました。 何ら問題ないことを確認してきました。 以上です。</p>
議	長	<p>はい、現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 なお発言する際は、議席番号を述べてからお願いします。</p>
議	長	<p>ございませんか。 （「なし」の声あり）</p>

発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。
お諮りいたします。
議案第17号は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案のとおり可と決しました。

【日程第3】

議 長

日程第3、議案第18号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

農地係長

はい、議案第18号について説明いたします。
1番。
受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。
●●町、252㎡。
渡人は、●●●●用地の残地が、受人の田と隣接していることから、要請し売り渡すものです。
2番。
受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。
●●町9筆、9,653㎡。
3番。
受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。
●●町5筆、15,526㎡。
2番、3番ともに親子間の贈与です。高齢となったことから、後継者に譲り渡すものです。
4番。
受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。
●●町、856㎡。
受人は以前から作業委託により耕作しており、隣接地も受人の田であることから。譲り受けるものです。
5番。
受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。
●●町、1,269㎡。
渡人は相続により農地を取得したもので、耕作できないことから隣接する田の所有者である受人に売り渡すものです。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町の順番でお願いします。

13番委員

13番綱木です。現地確認のご報告をいたします。
18日に地元農業委員2名と事務局2名で現地を確認しました。
現地は、遠野から行って●●の●●に越える道路があります。そこは今、●●●●がかかっております。その●●●●のすぐ脇を今度●●●●さんが譲り受ける形なんですがこの辺は全体的に棚田みたいな地域で●●さんという方は、地元●●から結婚し●●に行った方でご兄弟はいるんですが、ここは、●●●●にかかって何畝か残ったものを隣の人に売るものです。40万というのは高いのではないかと確認したんですが、●●●●の値段ということでした。あとは何ら問題はありません。

議 長

次、●●町。

6 番 委 員	<p>はい、6番菊池です。18日●●町農業委員4人でもって現地確認をいたしました。番号4番、5番ともに周辺農地への影響はないものと確認いたしました。</p>
議 長	<p>はい、現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 ございませんか。 （「なし」の声あり） 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第18号は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第18号は原案のとおり可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第19号遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。 尚、説明は再設定の要件の説明を省略とし、新規設定のみを説明いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農 地 係 長	<p>議案第19号について説明いたします。 利用権設定は本月13件であります。新規のみ説明いたします。 3番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町2筆、4,936㎡。賃貸借の新規です。 4番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町、2,989㎡。賃貸借の新規です。 9番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町2筆、2,920㎡。賃貸借の新規です。 10番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●市、●●●●。 ●●町3筆、13,772㎡。賃貸借の新規です。 13ページ、所有権移転でございます。 1番。 買受人。●●市、●●●●。売渡人。●●町、●●●●。 ●●町3筆、4,974㎡。売買です。 以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 ございませんか。 （「なし」の声あり） 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第19号は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第19号は原案のとおり可と決しました。</p>

議長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第20号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>議案第20号について説明いたします。</p> <p>1番。 申請人。●●町、●●●●。 ●●町、284㎡。 申請人は、家賃収入を得るためにアパートを建築するものであります。 申請地内の排水計画は、公共下水道に接続、雨水は敷地内に浸透枡を設置する計画であり、周辺への影響は無いものと考えられます。 位置は、●●●●から南西へ220メートルほどのところで、都市計画区域の用途地域内に位置する農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>2番。 申請人。●●町、●●●●。 ●●町3筆、32.04㎡。 申請人は、公共下水道接続にあたり、污水管工事のため、通路を設置しようとするものであります。 位置は、●●●●から北東へ800メートルほどのところで、農家集落内にある市道、農地、宅地に囲まれた農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。 第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>3番。 申請人。●●町、●●●●。 ●●町2筆、247㎡。 申請人は、自己住宅建替えにあたり、用地を拡幅しようとするもので、現在の宅地と隣接している畑の一部を合わせて、住宅を建築するものです。 申請地内の排水計画は、浄化槽での処理を計画しており、周辺農地への影響は無いものと考えます。 位置は、●●●●から南へ750メートルほどのところで、宅地に隣接する農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。 第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町の順をお願いします。</p>
11番委員	<p>はい、11番菊池です。1番、2番に対して18日に委員5名と事務局2名、計7名で現地確認してまいりました。何ら問題は無いことを確認してまいりました。 以上です。</p>
議長	<p>はい、続きまして●●町をお願いします。</p>
3番委員	<p>はい、3番多田です。先日、●●担当委員3名と事務局2名で現地確認してまいりました。現地は、今度、●●●●ができるところに隣接しておりまして、その土地に絡みまして宅地が近くなるということで後ろに下がる形で家を建てるという状況でございました。また、隣の方の土地の境ぎりぎりまで宅地にしたいということでしたが、隣の方とも十分に話をされて許可を得ているということですので、先ほど、事務局が言ったように何ら問題は無いということで許可相当だと判断してまいりました。</p>

	<p>ったものです。</p> <p>採取に伴う湧水の処理は、自然浸透であり、保安距離の確保、粉じん、騒音防止等についても、砂利採取法に基づく採取計画認可申請の手続きを行っております。</p> <p>位置は、●●●●から北東へ100メートルほどのところで、農業振興地域内にある農用地です。農業振興地域内にある農用地は原則不許可ですが、一時転用であり、事業終了後速やかに原状回復が見込まれることから転用に問題は無いと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町、●●町の順をお願いします。</p> <p>では、●●町からお願いします。</p>
29番委員	<p>はい、29番菊池孝です。18日農業委員と事務局2名で現地確認を行いました。当地域は、●●地区の住宅区画地域で現況は、宅地、または原野みたいな感じで登記簿の地目では畑となっていますが現在そういう形で住宅地の真ん中にあるので問題ないとみてきましたし、譲受人の●●さんは、■●■●こちらに家を建てて移住するという事です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、続いて●●町お願いします。</p>
11番委員	<p>はい、11番菊池です。18日委員5名と事務局2名計7名で現地を確認してきました。事務局の報告の通り何ら問題はないと確認してまいりました。</p>
議 長	<p>はい、続いて●●町お願いします。</p>
6番委員	<p>6番菊池です。当該地は譲渡人宅に隣接したところで且つ周囲は本人の所有の農地ですでに転用しているところです。一時転用に何ら問題ないことを●●町農業委員でもって確認いたしました。</p>
議 長	<p>はい、現地確認結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第21号は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第21号は原案のとおり可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第22号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第22号について説明いたします。</p> <p>1番。</p> <p>願出人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町、1,580㎡。</p> <p>現在の利用状況は、昭和●年頃から耕作不便のため現在に至っています。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町をお願いします。</p>
21番委員		<p>はい、21番古屋敷です。18日、地区担当農業委員3名、事務局2名で確認してまいりました。内容については今事務局から説明のあったとおりですが場所的な所は、●●町の●●地区の集落のはずれでありましてここは林道が●●●●線の終点から700メートルほど入ったところです。</p> <p>地区は、ほとんど山林地帯でした。木が30年以上前から杉とかが生えており、周囲が山林に囲まれたところにあった農地であり、何ら問題はないと確認いたしました。</p>
議	長	<p>はい、現地確認結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第22号は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第22号は原案のとおり可と決しました。</p> <p>以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。</p>
議	長	<p>ただいまから10分間、55分まで休憩いたします。</p>
議	長	<p>再開します。</p>
議	長	<p>【報告事項】</p> <p>平成24年度全国農業委員会会長大会及び本県選出国會議員への要請活動についてと、平成24年度岩手県都市農業委員会会長会について私から報告いたします。</p> <p>(以下「全国農業委員会会長会大会議案」報告により記載省略)</p>
議	長	<p>それでは協議事項に入ります。</p>
議	長	<p>【協議事項第1】</p> <p>協議第1号、地域農業マスタープランの作成に向けた農業委員会の取組みについてを協議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長		<p>はい、議長。それでは、協議の第1号でございますが、地域農業マスタープランの作成に向けた農業委員会の取組みについてを説明いたします。</p> <p>昨日の、運営委員会でもご協議いただきまして大体の方針は運営委員会の方で話し合われたところでありますが、先般の市議会予算委員会の中で議員から質問をうけております。既に、報道等で農業委員の皆様はご承知のことと思いますが、人・農地プラン、岩手県では地域農業マスタープランという名称で進んでいくということでもありますけども、このプランの出来具合によって将来の農業の姿が決まってくるということも私は考えてあるところでありまして、この取り組み如何によって遠野の足腰の強い農業が出来上がるのではないかと考えております。質問ではですね、この内容を農業委員が先に立って周知させるべきではないかと、いわゆる青年就農給付金、1年間150万円最長5年間、農学校等に行く場合にはその2年間の学習まで含まれますので、最長で7年間給付になるということでもありますし、ご夫婦で新規就農される場合には奥さんには2分の1が追加され、1年間225万円ずつ給付されるんだよという制度は、この人・農地プランの中</p>

に、条件ではないんですが、位置づけられることが必要ということですから、この地域農業マスタープランを作っていかなければいけないということになります。そして、我が農業委員会は研修をして熟知までいなくても、こうすることで地域には落していこうということを提案させていただきました。今日はここに資料をつけさせていただきましたし、協議1の資料、人・農地プラン作成、岩手県と名称が違ってやりづらい部分はありますけども、人・農地プランということで、今日は岩手県では地域農業マスタープランですけども、ここに書かれているので国から示された人・農地プランということでお話をさせていただきたいと思いますが、このプランの農業委員会の参加数ということで全国農業会議所から調査がきました。どれだけ進んでいますかということなんです。これ青年就農給付金は青年ですから45歳未満ということなんです、そうしますと45歳ギリギリの人が進めないためにいただけなかったということになると、いろんな問題を抱えますよということも含めて、農業会議所の方から農業委員会積極的に取り組んでくださいねということでありまして、6ページこの資料の6ページですがアンダーライン引いてる②、③、④、②は農業委員会として集落地域に入る前には地域の農業者や住民の方からの質問や意見等、一定の回答や返事ができるように短期間、団体で勉強会や打ち合わせ会を行い、十分に準備してもらおうということがありましたけども、この事業ができた時点で岩手県から担当者をお呼びして農業委員会は研修を行ったと、まだまだ一回では足りないと思うんですがやっとな。三つ目、集落での話し合いをスムーズに進め、より良いものにするためにはその地域のキーパーソン、生産組合長いわゆる農家組合長とか営農組合長、自治会長など、地域の中心的人を明らかにして、事前の話し合いや意思疎通を十分に図るようしておくんだよとありまして、先般関係機関の会議がありました。この人・農地プランどう進めていくんだ、進めたらいいんでしょうという会議がありました。その中で若干なんか遅れ気味に感じているからこういう制度があるんだということ地域に落とすためにも、農家組合長や自治会長を集めて説明したらいかがですかという提案をしたんですが、これは一蹴されました。必要ないと、話し合いできなくなってもみんなの民主主義の中では、駄目というふうに決まってしまうばどうにもならなかったんですけども、必要ないという余談ですが、全国農業会議所がその後やっぱり農家組合ごとに説明してると、こういうものがあるらしいよと伝わっていくというふうに考えたんですが、ないことが農業会議所にも来たということでもあります。四つ目が対象集落地域の地区担当の農業委員は、話し合いのリーダー役となるということですから、地域に入る場合、農業委員は座長的役割、リーダー的役割を担ってほしいというのがこの系統組織全国農業会議所、いわゆる会議所からきたということ、岩手県農業会議の中の農業委員会がしていなければならないというものであります。こういうことで運営委員会で話し合いましたけども、ただこの計画を作るのが市町村です。農業委員会を作るのではなくて、市町村が作成するとなっていますので、この辺は農業委員会が独断先行したとしても、話が食い違った場合に大変困ったことが起きるなど、例えば、地域に入るときに農家組合単位で入るのであれば百いくつそれは物理的にちょっと難しいから、町単位で入るのであれば九つ、町単位で入るのはいかなものかというふうにも思いますので、この辺は農業委員さんも情報を流す役割を今から必要ではないのかということでもあります。ここにあるとおり、先ほど申しあげました青年就農給付金対象者の方は、4年間研修、4年間を含めて実際に就農するのは5年間、最長で学習を含めて7年間、学習が終わったよと、独立して新規就農1年間で全国で2万人ずつ就農者を見つけるというのが国の考え方ですので、この150万、ご夫婦で225万ですから、担当課は農家支援室になりますから、農業委員さんにはすでにそういう方対象者はですね、みつけて行ってきたらどうですかと、活動していた農業委員さんもごぞいます。一人でも逃さないように、せつかくもらえるんですから、先般の議会でも2500万円を予算化しておるところですので、そういう交流、掘り起し活動も大事じゃないかなと思います。次に農地集積への支援ということで、農地集積協力金というのがある。これは、このマスタープラン、人・農地プランの中に、担い手の農地を見つけまして、その担い手の農地を集積しているという計画が出来上がって、そこに高齢化した方、小さい面積でもどうしようもないから思い切って貸すと、6年以上貸さなきゃいけないという条件があるんですけど、5反歩以下の場合1戸、協議するには30万一時金です。5反歩から10反歩が50万1戸、2ヘクタール以上お貸しするという場合は70万1戸を一時金でもらえるんだという

	うふうなものがあります。人・農地プランの計画を作っていかなければならないというのが条件にありますので、大きな20ヘクタール、30ヘクタール以上の農家を作っていくというプランに位置づけていかなければならないということです。その他に規模拡大プラス案ということもあります。これは農家支援室の方で、なんかまだ行動が起きてなくて、全国の中ではもう既にやっている所があるんですね。もらうためにもう既に入善町というんですか、ちょっとどこの県かわかりませんが、もう既に取り組んでおられる所もあるということですから、ちょっと市としては私達も関係機関ですが遅れているかもしれないということですね、農業委員会として運営委員会では市と足並みを揃えなければならぬから、会議を要請していかなければならないですねということの話し合いでした。この件について議論ご協議いただければいいと思います。
議 長	それでは、ただいま事務局より人・農地プランについての説明をしていただきました。これより質疑に入ります。質問ございませんか。何でも結構ですのご遠慮なく質問してください。
14番委員	14番菊池です。県の方ではマスタープラン、国の方では人・農地プラン、名称が違うことによって、農家に周知するうえで混乱を招く可能性があるのですが、できればこれは統一した内容的には変わらないものでありますから、これを農業委員会として要望したほうがいいのではないですか。あと、市町村でこの計画作るわけですけども見直し、というのはすぐできるということでしたので、早急に、借りてもいいからまず作ってもらいたい、他の市町村では一人みつけたらその人に合わせて計画はとにかく作って4月の段階で申請してあるわけです。遠野はかなり遅れている。そしていろんな人たちがどんどん出てきた段階で、大きな計画をちゃんと作り直すというのが可能なようですので、その辺を強く話して計画を仮のものでいいですから、早急に出してもらおうような、要望が必要だと思います。新規就農者でもらえる条件があるのに申請できなくて待っている人たちが遠野の中にもあるように思われます。他の市町村では、もうどんどん申請して当初予算で国の方では全然足りなくて、補正でちゃんと確保するという発言がちゃんと出ているので、遠野市もそれにのるような形で、農家支援をできるように農業委員会として要望していった方がいいのではないのでしょうか。
議 長	はい、それについて事務局。
事務局 長	はい。それでは、わかる範囲内で説明いたしたいと思いますが、今、正明委員がおっしゃった通りです。いつでも自由に自由にと言いますか、変更はできるということでありまして、江刺でしたか、ちょっと間違っているかもしれませんが、今お話をされたように、青年就農給付金をもらっていたのに、その部分だけを作るといいうところもあるやに聞いています。したがってですね、要望という形ではなくて何かの会議との場において、会長もしくは私もいろんな会議がありますので、その席で即急に早急にやっていかなければならないということを申し上げていきたいというふうに考えるわけですが、それでいかがでしょう。
議 長	菊池正明委員今の回答について何かございますか。
14番委員	作るのは市町村なので、そこでできないと言われるものやってくれといっても何もならないので、まず要望してやってもらいたいなど、会長の方からでもまず言っていたらと、少しでも進むのではないかと思います。
議 長	いずれその、愚痴をこぼす訳ではありませんが、ちょっとその市の取り組みが、少し足踏みしすぎているのかなと思います。あまり強くいろいろ言いませんから、いずれ今度各地域に行って、農業委員さんがいろいろな周知をしてくださいというふうな意向もあったので、それをするためには、当局との打ち合わせをしっかりとていかなくては駄目なわけです。我々が行って、ではここはどうするんだというところを、我々がいやちょっと聞きにいつてきてからではいけないので、その辺の話し合いをきちんと持とうと

	いう、この間の運営委員会で協議したところなので、その辺は早急に進めていきたいと思います。
議長	他にどうぞ遠慮なく。
1 番 委 員	1番です。情報提供として周囲の方が先行してやっていく場合、情報提供で全戸配布できるのかということ。集落の代表とかの流れをみていると、農業には関係ないんですけど、役が順番にまわってやらざるを得ないっていう部分で、情報がうまく伝わらない部分が結構な地域であるように見えます。もしそういう情報があつて、この機会に土地を貸したいというのが若干でもあれば、成果としてあるのかなというふうに思います。
議長	はい、事務局。
事 務 局 長	はい、ただいまのご質問その通りだと思って、実は会議でも話をしたことであります。どのように動いてくるか。実は24日に農家組合の研修がありまして、その時に運営委員会の中で農協の方で、もう花巻でしたか、そういう資料を出しているんですね。早い。そうしたならば、JAでもプラン、また別なプランを作るということが、全国農業新聞に載りましたよね。ただ本当に作るんですかと質問したんですが、別な計画のようですから、あとはせっかくですから一つにしたほうが良いような気がしたんですが、農協では既に農家組合等を活用して資料を配布したというようなことがありました。それでこれについてはですね、農林水産部の方の回答については遠野テレビで流していますということでしたが、遠野テレビの視聴率は分からないところですけども、この資料をもう一度全戸配布できないものか、会議の席で要請をしてみたいと思います。
議長	はい、よろしいですか。
1 番 委 員	はい。
議長	まあその、一つに絞られてないという部分がセシウムの件の関してもありますし、やっぱり一つに絞って、そこにみんなが集中するような、そういう進め方でないとなかなかいろんな所で話しても一つにまとまらないので、一本にしようということ考えています。そうすると、農業委員会も市の当局とまず話し合っこの線でいこうということ打ち合わせしない限りは、いくらきかなくなっても、セシウムに関してもそうなんですけど、いずれそういうことで委員会としては考えていますので、即そういう形でお願いしておきたいと思います。
議長	他にございませんか。
1 4 番 委 員	はい、14番。ちょっと内容で聞きたいことがあるんですけども、農地の利用集積のことなんですが、可能性として一番最も高いのは、農業者年金をもらっていて高齢になっている方が本当は一番頼みたいなと思うんですけども、法的には少し厳しいのかなという所もあるんですけども、この辺はどのような兼ね合いになりますか。可能なのか頭から不可能なのか条件をつければ可能なのか。
議長	はい、事務局。
事 務 局 長	現状では難しいところですよ。それについては話し合われているようでして、相続税についてはOKだとかできていきましたが、考えられることとして、作業の受委託で可能になるかどうかでどうかと、現時点ではまだ国の方で決めていませんからこうですよと言えないですけど、いずれ貸借して経営移譲年金受給するような人が対象から除かれることは、きっと考えられます。
議長	はい。どうぞ。

1 番 委 員	はい、1番。この規模拡大加算、去年聞いたときは市と農協と、どういう協議会を作っ てそこにこういう土地を、貸したい借りたいというので、それが運営してその承認があ れば、反当2万円をもらえるときいたんですが、これ実際遠野でありますか。
議 長	はい、事務局。
事 務 局 長	はい、これは農地利用集積円滑化団体、これを作るというのが条件で、市ではもうで きていますが、まだもらっている実態がないんですね。古屋敷さんいいですか。
議 長	この内容は、古屋敷さんから説明をお願いします。
2 1 番 委 員	21番古屋敷です。2年、3年位前から農地利用集積ということで農業委員の方から推薦 されて農地利用集積アドバイザーをやっているわけでありまして、今1番の阿部委員 からも話があったとおり、円滑化団体のやつを私が担当者から聞いている範囲内では、 人・農地プランと一致したものなんだということ、同じなんだという考えのもとでいる 様です。ですからこの規模拡大加算も人・農地プランの一部という考えで進んでいるよ うです。そしてなかなかその、今まで私も農家を巡って歩いて、これに該当する方が何 ヶ所かあるんですけども、なかなか農家支援室の担当者がいろいろと書類の手続きの方 かどうかがよく分かりませんが、ちょっと待ってくださいと、その手続きのしっかり した枠組みができれば進めましょうということで、今いろいろと私の方でもこれは何な んだとか、どうなんだと、いろいろ話が進まないのが実態です。もう少し秋まで待つて くれという話をされてましたので、私の中で歩いていろいろ農地集積したり流動化など を進めた中で、すぐにでも該当する所があるんです。あるんですけどなかなかその辺、 市がもう少し待つてくれという話をされてました。実態はその状況です。
議 長	市がOKだすまで、どの位かかりそうですか。待っていても進まないわけですから。
2 1 番 委 員	様式の手続き上のことがあって担当者からするとこの位置づけを一緒にしたいという 考えのようです。部落の地域に入って説明するのが秋ということで、目処をつけている ようですから、今いろいろと準備をしている段階のようでした。以上です。
議 長	まあいずれそういう段階、状況だということです。
1 番 委 員	はい、1番。
議 長	はい、どうぞ。
1 番 委 員	そのときに聞いた時には部落でこういう人がしたいよと、あそこの部落の中に農業を やっている人がいればそこに一回聞いてみて、断られれば次の集落また聞いてみて、そ れでは相手の農家が相対で貸したいんだけど作ってくれないかと、たまたまいったん だけそうしていると、いつまでもなかなか貸借の契約が成り立たないから、そこではも ういいからと、今度のこのマスタープランでもそういう貸借の部分、結局担い手を何人 かに絞るということは、この人が借りたいっていうふうになれば借りられる、集団化し てやらないと意味はないでしょうから、そういうところも盛り込んで考えてもいいのか なと思います。
議 長	それは提案としてですか。
1 番 委 員	はい。
議 長	それに対して事務局何かございますか。

事務局 長	<p>わかりました。農地利用集積円滑化団体は、白紙委任というのが条件なんです。白紙ですから、どなたへ賃借の契約が結ばれるかと、条件がつけられないのです。決まるまでの間は、自分で耕作もしくは委託して農地を守っててくださいねという条件がありますから、そうしますと円滑化団体の事務局では、図面上にこの農地は、人・農地プランに位置づけられた担い手へ、この方にまとめた方が面的にまとまるということで聞いてみるということか、計画を作って、それを先ほど言われた農協だとか改良区、農業委員会、市等々が入った協議会で議論してOKで決まるということになりますので、あくまでその秋から入るようですけども、その前に相対で入ってしまうと損というか、もらえなくなってしまうということがあったので、これも少しでも早めにもらえるように、いろいろな機会でご提案していこうと思います。</p>
議 長	<p>いずれ、誰がやるか、誰にやらせるかと、これがはっきりしない限りは、円滑化団体にしても白紙委任とかその先先にやらなければならぬわけだから、その、人の選択です。これがまず先になってくると思います。他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では、この件に関して何かございましたら、その都度事務局の方にむけるということでもよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議 長	<p>それではいろいろ意見をいただきました。ここで質疑を終結します。</p> <p>協議第1号地域農業マスタープランの作成に向けた農業委員会の取組みについては様々な機関にいろいろ問いかけながら一つにまとめていくそれから新たにやらなくてはいけない部分を計画にして向かっていくということにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>異議なしということでした。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【協議第2】</p> <p>続きまして協議第2号、公共牧場及び草地の除染対策の取扱いについてを協議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 長	<p>はい、議長。協議事項第2号の資料をご準備いただきたいと思います。</p> <p>これは、都市農業委員会会長会の研修の資料の一部ですが、一関市を対象にして協議されたわけですけども、既に一関市ではですね、去年の内から23年度中からどう除染対策に取り組むかということ、計画を作って会長の報告にあったとおり、汚染された堆肥についてはどこにも出してはいけないと、安全・安心、風評被害という言葉です。防ぐためにも、堆肥舎を新しく23年度から新築している、そこに汚染された堆肥をとりくんでしまうということで、もう8月までに終わるんだという計画でやられていました。そして次のページにあります。もう計画の中では、除染は毎年出ると0.2、0.3マイクロシーベルトが、宇宙からくる放射線量なので、これを超えるものについては汚染されているんだと、放射能があるんだということで、それを超したのに関してはとにかく除染するというので用地だとか学校の校庭でしたかもう何センチか除染しているんです。という取り決め事項である、なしにかかわらずやっちゃっているんです。ということと稲わらとか乾草については、これはもう駄目なんだからどうするかということで、一旦ストップをしたものを焼却をするというふうに決めたようです。その焼却施設で試験焼却をしてということとあわせて、自分の草地は自己でやるべきだと、これが建設業者だとか岩手県農業公社をあてにしても、いつくるか機械にも限度があるということから牧草地再生対策事業で草地更新を自力で施工される農家の皆様へということで、チラシまでをだして去年の内から始めているんです。それで耕起深は15センチメートル以上にしましょうねということでもやられておりました。今後、こういうこと</p>

で、一体的に農業ばかりでなくて、農業分野ばかりでなくてやっぱりこれからの子供たちのために、保育所とか学校、学校いろんなところを含めて放射能対策を市としてどうするかということで、市長直轄の放射能汚染対策室を設けているんです。3人の職員を専任に市長が直接きて指示によって動く、各課とのまとめてやるということですが、やはり進んでいるかなと、汚染の度合も違いますけども、進んでいるかなと思ったのであります。これはこれとして、畜産農家からどうも公共牧場の除染がなされずに、放牧がされない限り、やめざるを得ないのかなという声が事務局の方にもありまして、これはもう少し進むべきだよということで、会議の中でたときに手をあげて会議の中でのいろんな話をしたんですが、なかなか計画には私たちの考えていることと合わない部分がありました。しからば、建議要望というものが農業委員会にあるんですけども、農家の希望を聞いて建議要望するべきかどうかというものを会長とも話し合いましたが、今、代替飼料きてますね。代替飼料が除染活動するまでの間くるとすれば、自分の草地から取るよりももらったほうがいいという声も出てきている。ということになると、先行して市長に対して要望しても話が違う、食い違っているということになるので、ここが慎重に協議、議論する必要があることで、運営委員会では農政専門委員会です、和牛改良組合等との意見交換になるかどうか含めていろいろ研究をしてくださる、対応をしていくということで話し合われたわけでありまして。このことについて協議をお願いします。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質問はありませんか。

14番委員 はい。

議長 どうぞ。

14番委員 14番です。会長が一関で会議してきて、一関の実態を聞いてきたと思うんですけど、市として一関は先行してまず除染してきたわけなんですけど、自力施工にしても、市単独やるにしても、そしてそのあとに農業公社から、大体その作業単価などがあとから示されたわけなんですけども、最初見込んでいた単価と、一関が見込んでいた単価と、農業公社で示された単価では、かなり mismatches があったと思うんですけども。それはどのようにお考えですか。多分作業単価でかなりの開きがあったと思うんですけども。一関が見込んで先行して始まった時の単価と農業公社から出された作業単価ではかなりの差があるように思われるんですけども。その辺は、どのように考えていますか、

事務局長 はい、それは当初農業公社が示したのではなく、岩手県が決めたことなんですけども、10アール1万3800円でしたか、で、この単価では到底できないよというふうな会議の中では聞きました。本当にできるわけないだろうというわけではないと思いますが、採取だからできないと、安いということで業者から言われたと聞いたような気がするんですが、12工程の作業がある中では、とてもこれでは間に合わないんだと、一関に聞いたならば、安くても高くてもとにかくやらなきゃいけないことだという話をして、もうスタンスが違う、やらなきゃいけないその後が問題、いわゆる市長とかですね、それは単価交渉を新たに単価あげるとか市でも上乘せするか、やらなきゃいけないというふうなスタンスに感じました。その後、岩手県が示されたのが10アールあたり1万8000円ですか、上がったんですね、1万8000円になればなんとかできるかなということで、遠野では建設業者との話し合いにも入っていつていると聞いていますけれども、いずれ、その考え方の違いというのを感じとった研修だったなと思います。

14番委員 そのやらなきゃいけないというのが、遠野も一緒なんでしょうけども、その単価の部分に30万を想定していたのが、1町歩18万と県の方が示されたその間の金額というのは、市のほうで負担する気であるのか、一関で、先行してやっちゃっているのであれば、そこに費用は反映しているのか、一関では肥料とかトラクターのエンジンオイルとかエンジンオイルのクリーナーまで自力施工する人に、ちゃんと庭先に配布してあります、マスクも。これだって全部経費なわけですけどもその辺を誰が見る気であるのか。これを

	<p>全部東電に請求するのかなんなのかとか、それとも農業公社なり県に請求していくとか、この辺はどのようなのでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>その件に関しましては、正直いってあの場でそこまでつっこんできておりません。ただ言えることは、遠野市の進め方とまったく違うのは、市長直轄の除染チームがあるということです。このチームが要するにぼんぼんぼんぼん動いているんだということは、遠野市と全く違うんです。こういうチームがやっぱりいろいろと研究しながら、いろんなところとコンタクトをとりながら進めているんだらうと思っております。だから例えば、我々が畜産の係りにいって話をしても、いや県はと、縦割りの話ばかりしてその次の話をしてもなかなかうんと言わないわけです。そういうときに、自分たちで次から次と計画を立てて県の流れ、あるいは市の流れにあわせて、市というのは市長が直轄にやっているわけですから同じ感覚でいると思うんですけど、そうやってまたどんどんどんどん挑戦していく、攻めていくんですね。遠野は全くそんなことないという意味ではないですけど、その進め方が違う、ただ今金額的なところ、正直言ってそこにこんなに開きがあったんだと一部で報道されると、宮城県で1反歩あたり1町歩あたり何十万だとかいう話もあったんですがその辺の金額的なところは定かじゃないです。今言ったようにこの辺のところは正直いって聞いていません。</p>
<p>14番委員</p>	<p>はい、この間の地域での説明会、農業公社がきて話をしたわけですけども、自力施工で、例えば自力ではできない人は、その担い手なりその建設業者なり委託してやってもらうという話でしたけども、では何件という今1件だそうです。声はかけているけども、今確実に手をあげているのはまだ遠野市では1件だそうです。現状がなぜそうなのかというのをやっぱり考えてもらいたい。作業単価が合わないから誰も手をあげない。やっぱり早く進めたい限りは、その辺に少し一関を見習うか、宮城をちゃんとみてその数字なり現場にあった政策を出していただかないと、なかなか進まないと思います。農業公社では平場の減反などは頭から自分たちはできないということでした。公共牧場みたいな大きな場所しかやらないということでした。遠野市でできなければ他から探してきてやらなきゃいけないという話ぶりでした。でも作業単価があればと他からきてやるかといえやらないと思います。この辺も少し考えて県から示されたからああいう単価が出てきているから仕方ないとなっている部分もあると思いますが政策として何か考えないとなかなか進まないと思います。要望です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、一人で研修会で、ほとんど私一人が質問しているような状況で、突っ込めなくなったんです、他の方々に申し訳なくて。その政策官が大変苦勞しているなと感じました。その単価が合わなくてもやらなきゃいけない、市長にやれと、おそらく命令だと思うんです。そうすると政策官は県当局や東電等へ言っていると思うんです。単価合わないと、合わなくてもやらなきゃいけない、その辺を市として、予算まで聞きませんでした。補填している可能性がある種子代とかなんかが別だと話してました。除染の時に。ですからこれは、相当なものがあるなと思ったんですが、終わってから私のところにその政策官が来まして、いや遠野市さんも頑張ってますと、と思うんですがこういうことどうしているんですかと逆質問できたんです。その位真剣に感じました。私らが研修にきたのではなく、私らからどうやっているか聞き取ろうとしていると思ひまして、今、正明委員もおっしゃっていた独自で進めてもっとやっていかなくてはならないんじゃないかというのは同感でございますので、毎月のように会議ありますのでその都度、お話をさせていたきたいと思ひます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、よろしいですか、この辺で止めてもらって。時間もあれなんで。 今、正明委員さんからも出してもらいましたが、この辺に関しては農政専門委員会の方で少しもむということになっていきますのでその辺で今のいろいろ出た部分を検討してみたいなと思ひますのでよろしくお願ひいたします。 それでは、よろしいですか。発言がないようですので質疑を終結します。 協議第2号、公共牧場及び草地の除染対策の取扱いに対しては専門委員会での協議することとしたいと思ひますのでそういった計らいでよろしいですか。</p>

		(「はい」の声あり)
議	長	<p>それでは専門委員会の方で改めて一から考えていきたいというふうに思いますのでお願いいたします。</p> <p>少し時間早めてまいりますのでよろしくお願いします。</p>
議	長	<p>【協議第3】</p> <p>協議事項第3号、遊休農地解消に関わる農業委員会の対応についてを協議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事	務	<p>はい、協議3号について説明いたします。</p> <p>事務事業計画の中にございしましたが、遊休農地の対策、215ヘクタールのうち150ヘクタール位が赤でなっていますが、またどうしても8月、9月位にパトロールやるわけですが、また増える可能性はあります。が、現時点では215から150位が赤でなくなるだけだろうと思いますが、60ヘクタールほど残っている黄色と緑、黄色と緑これをどう解消していくかが重要な課題となっております。それでですね、協議第3資料がありますが、これは全国会長大会の席で表彰されたものであります。こういうふうな活動をしているそれぞれの事業所とか、農業委員会があるということでありまして、資料として加えさせていただきましたので、耕作放棄地ゼロというのは議会でも厳しいんだというお話もありましたけれども、いずれ、目標はゼロなんだと耕作放棄地ゼロの町ということで、その黄色と緑の解消に向けてどうするかということ、昨日の運営委員会でいろいろ議論していただいたところでありまして。その中で、9町あるわけですが、遠野市の中にあるんですが、その町の中から農業委員さんが選出されてございます。その町単位の10アール位ずつ、10アールずつの農業委員が中心となった耕作放棄地解消運動をしたらいかかかと、それは、それぞれの農業委員さんが地域の人を巻き込むか、児童、生徒を巻き込むかは、それぞれの農業委員さんが考えることになろうかと思いますが、例えば、その10アールに菜の花を播種して、そうしますと9町ですから1反歩ずつでも9反歩であり1兆歩が菜の花畑が定着するということになると思います。そういうふうなこともいかかかと思ひ、農地専門委員会の中で深く議論して提案をしていったらいかかかということでお話し合いをされたところでありますがこの件につきましてご審議いただきたいと思ひます。</p>
議	長	<p>はい、事務局の説明でありました。質疑に入ります。</p> <p>質問のある方発言を願ひます。</p> <p>質問ございませんか。</p> <p>はい、それでは発言がないようなので質疑を終結いたします。</p> <p>協議第3号、遊休農地解消に関わる農業委員会の対応については農地専門委員会で協議することといたしますのでこれにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
議	長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第39回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p>(午前11時7分 閉会)</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年6月26日

遠野市農業委員 13番_____

同 14番_____

遠野市農業委員会会長 _____